

**令和2年度**

**第9回 佐々町農業委員会総会議事録**

**令和2年12月25日(金)**

**佐々町農業委員会**

令和2年12月 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年12月25日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和2年12月25日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治君
推進委員	筒井 浩一君	推進委員	大瀬 敏幸 君	推進委員	

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
推進委員	玉置 義則君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書

(4) 審議事項

第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

(5) その他

① 1月定例会の日程について

② その他

事務局長（金子 剛君） それでは、皆様、お集まりですので、ちょっと時間は早いですが、ただいまから、令和2年度の第9回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。今年最後の委員会です。振り返れば、今年、春先、今年、年初めは冬を忘れるような暖かさで順調でしたけれども、田植え終わった後、長雨、日照不足となりました。

それから、今度はそれが、梅雨明けが終わった途端、今度は高温な日が続いて、そしてまた取水直後に近年で経験したことのないような大きな台風が立て続けにきました。

さらに、追い打ちをかけるようにウンカの発生とかありまして、大変自然災害に翻弄された1年ではなかったかと思います。

しかし、何と言っても年頭当初より世界的に感染拡大が広まっておりますコロナです。現在は第3波ということで、非常に流行が早まっております。長崎県においても緊急事態宣言を発せられております。当町においても、楽しみにしておられました成人式も中止というふうなお話のようです。

そういう中で、農業委員会としても人・農地プランとか、様々な課題があるわけですがけれども、なかなかそれも思うに任せず、会合が開けず、今、停滞しているような状況ではないかと思います。

一日も早く、このコロナが終息することを願うばかりでございます。そして、来年はいい年になることを願っております。皆様におかれましても、感染対策を十分にされ活動されることを、よろしくをお願いいたします。

本日も上程されております議案について、円滑に議事進行しますようよろしくお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。すいません、今、皆様のお手元に、この人・農地プランの地域での話し合いの進め方というのと、ちょっと私が最後に日程調整です。この資料を配っていると思いますが、これにつきましては会を一旦閉めた後に、ちょっと時間を頂ければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席委員は13名で、全員出席でございます。また、最適化推進員におかれましても、全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） それでは、案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、

付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、12番、山下委員、13番、濱野委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

これで、日程2を終わります。

次に、日程3の報告事項に入ります。

報告第1号一時転用届出書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の1ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

一時転用届出書、借人、佐々町長古庄剛、担当課は建設課でございます。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、耕作者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、施工業者、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、下記の工事を行うにあたり、農地の一時転用について承諾を願ひますと。

目的につきましては、令和2年災の町道東町線支線-6災害復旧工事を施工するにあたり、仮設道路として使用するためということで、今回、届出が上がっております。

施工場所につきましては、東町になりますけれども、佐々町口石免字深田1621番6、地目、畑、面積401m<sup>2</sup>、のうち一時転用面積が55.7m<sup>2</sup>でございます。もう一筆が、佐々町口石免字深田1621番7、地目、畑、面積344m<sup>2</sup>、のうち一時転用面積18.5m<sup>2</sup>でございます。

工事期間につきましては、許可日から令和3年の3月31日までということで、今回、申請が上がっているところでございます。

次に、2ページに施工後の復旧をいたしますという確約書の添付、それから、場所につきましては、3ページをお開きください。

東町のここの集会所と書いてありますけれども、そこのちょうど裏手になります。4ページに写真をつけておりますけれども、4ページの上のほうの写真、このブルーシートをかぶせているところが、今回の災害の現場でございます、前に赤線がございます。ここが仮設道路として工事期間中に使用したいということでございます。左の家が見えるのは、元〇〇〇〇ですかね、そこの前のところでございます。

5ページをお開きください。

ここに平面図をつけさせていただいております。この仮設の長さにつきましては、延長が5m、それから幅員、幅です。幅が5.2から5.8mという計画での今回工事をしたい

ということで申請が上がっております。

説明は以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。17番。

17番（筒井 浩一君） これが、赤の囲み線で（聞き取り不能）ですか。

会長（吉野 裕君） マイクば押してください。

17番（筒井 浩一君） この平面図に赤の線で四角をしてあるのは、鉄板ば敷かすとですかね。

事務局長（金子 剛君） そうです。鉄板を敷いてからの工事ということでした。

17番（筒井 浩一君） そしたら、鉄板を敷くところは、この農地、この何かのり面の裾じゃのうして、農地にしてほしいというような要望が出とったんですけれども、いいでしょうか。今は、ここ、写真を見たら、のり面の青かところにかかるとるでしょ、赤い印が。

事務局長（金子 剛君） はい。

17番（筒井 浩一君） これを少し外してもらって、この耕作地に鉄板を敷いてもらいたいちゅうことを言われておりましたけど、耕作者がです。

なぜかと言うと、ここに、ちょっといろいろ作物を作ったりしておらすもんけんが、ここばいじられたら、また滑ってくるという話もさしたつです。そして、鉄板するときには、慣らしばさすつとやろでしょうから。だけんが、なるべくならいじらんで、この畑の中をっていうことを言われておりました。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） その件につきましては、建設課と協議をされていると思いますので、再度、確認はしときますけれども、そういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。

17番（筒井 浩一君） はい、分かりました。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。よろしいですかね。

次に、報告第2号通知書、農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の6ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在でございますけれども、佐々町市瀬免字古田162番、地目、台帳、現況ともに田、面積が1,999m<sup>2</sup>、それから賃貸借の解約の申入れをした日が令和2年12月14日、それから賃貸借の合意解約の合意が成立した日、同じく2年12月14日、土地の引渡し期間が令和2年の12月14日でございます。

次のページをお願いいたします。

この件につきましては、この8ページを見ていただければと思いますけど、基盤強化法による農地の契約をされているということです。中間管理じゃありません。基盤強化法での契約で、平成35年、令和4年ですか、4年までの契約ということで、今回、合意解約が出ているところでございます。

理由につきましては、借人の〇〇〇〇さんが、どうしても、もう高齢化で作れないということで、今回の合意解約でございます。後の作られる方におきましては、大茂の〇〇〇〇さんに決まっておりますので、報告をさせていただきます。

場所につきましては9ページをお願いいたします。

9ページの、ちょうど真ん中付近に施設があると思いますが、これが〇〇〇〇です、松瀬の。そこの裏手、この青い枠で囲っているところが今回の合意解約の申請地でございます。

以上、説明でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御質問、御意見はありませんか。解約後の後継、耕作者の方も決まっておられるということですので、よろしいですか。2番。

2番（濱野 努君） すいません、地元で……。

事務局長（金子 剛君） 濱野さん、マイクばよかでしょうか。すいません。

2番（濱野 努君） 地元です。本来ならば、もう1件出る予定だったんですが、この近くではございます。来月には、また出るかとは思いますが、それも次の耕作者は決まっておりますので、また来月、あと1件出させていただくようになるかと思えます。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかに、何かありませんか。ないようですので、報告事項を終わります。

それでは、日程4、審議事項に入ります。第22号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題とします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の10ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

議案第22号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可承認申請について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町志方免字沖田262番1、登記が田でございます。現況につきましては、今、休耕地となっております。面積が779m<sup>2</sup>、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社役員、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業、転用の目的でございますが、ここ、露店の資材置場ということで、この計画を書いております。

まず、樹脂管が25巻の166m<sup>2</sup>、それから電線管、電線が40巻、90m<sup>2</sup>、それか

ら電線管が45本、30m<sup>2</sup>、それと鉄柱と分電管10本、18m<sup>2</sup>を資材置場として利用したいということでございます。

転用の目的につきましては、現在、資材置場が手狭であるため、資材置場の増設をするということでございます。

場所につきましては、14ページを見ていただければと思いますけれども、志方の佐々大橋を渡りまして、ずっと江迎方面に行った、ちょうどお地藏さんがあるところ御存じでしょうか、そこのちょっと手前、志方橋のちょっと先です。そこの道沿いになります。

15ページを見ていただければと思います。ちょうど、今現況はこういった形で何も造られていないという状況でございます。

それから、次、18ページをお開きください。

被害防除計画書もつけておりますけれども、この図面の配置図を見ていただければと思います。一番下のここが県道です。左手のほうは江迎に行くほうで、右手のほうは佐々大橋の方向でございます。ちょうど県道沿いの2mぐらい下になりますけれども、ここに先ほどの品目を置くような計画でございます。

ここはもう、屋根も何もつけずに資材置場にするということございましたので、ここは玉置委員と山下委員と現場確認をしておりますけれども、その折に行政書士の方に看板等を設置して、資材置場というような形で分かるようにしていただけないでしょうかというお願いはしております。

というのが、やはり保健所から等の不法投棄等のパトロール等もございますので、そういった折には、多分、看板等を設置しておけば有効じゃないかなというふうに考えておりました、そういうふうをお願いをしたところでございます。

それから、ちょうどこの赤枠が境界線になるんですけれども、この青い線が水路の、雨水等の流れるルートでございます。左のほうに志方川が走っておりますので、そちらのほうに雨水等は流すということで説明を頂いているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君） あら、玉置さん、おらんですか。あら、知らんやった。あら、ちょっと。休憩してもらって。

会長（吉野 裕君） 休憩いたします。

（休憩 午後 2時00分）

（会議再開 午後 2時03分）

会長（吉野 裕君） 会を再開いたします。



事務局長（金子 剛君） すいません、この件で、ちょっと言い忘れておりました。

この件につきましては、平成の23年に全く同じ申請が出ていたわけですが、資材置場として。当然、譲渡人も譲受人も同じ方から出ていたわけですがけれども、その当時、県のほうから佐々町の農業委員会は審議を通ったわけです。県に進達いたしました。県のほうで、結局、許可がおりなかったということで、却下事案なんです、これ。

昔からいらっしゃる委員さんは御存じかと思えますけれども、それ、何で却下になったかという、ここは周りに公共施設等もほとんど通っていないものですから、第2種農地として判断をするんですけれども、その第2種農地であれば、その申請地があつて、その周辺が10ha以上あれば許可が出せないってなっているわけです。農地法上です。ただ、実際に申請地からその当時も8.3haぐらいなので、許可の範囲にはなっていたわけです。

ただ、その県のほうの担当者がちょっと厳しい方であつて、その当時は周りも確かにあそこは集団農地的なところになっているので、全体を見て、もう10ha超すじゃないかということで却下になったという経緯があるわけです。今回、新たに申請をしたいということで、今回の申請が出たというところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件で、何か御意見、御質問ありませんか。なければ採決をしたいと思えます。

第22号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数で転用やむなしということで、県に進達いたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） 次、日程6、その他に移ります。事務局からお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） まず、その他の①でございます。1月の定例会の日程でございますけれども、1月の27日水曜日、13時30分から予定をさせていただいております。5役会につきましては、1月の18日火曜日の13時30分からの予定でございます。

以上でございます。

それから、委員の手帳を皆様のお手元に配付させていただいております。

1ページをめくっていただきますと、農業委員の方は黄緑、推進員の方は紫色の身分証明が入っていると思えます。これにつきましては、前回、改選の折にお渡ししたときの手帳を、上から差し込んでいてください。あれが3年間有効ですので、今回、あえて変えておりません。よろしく願いいたします。それとボールペンとセットでつけておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、皆様のお手元に、また10月から12月分の報酬の明細をつけさせていただいております。この件につきましては1月の6日の日に皆様の口座に振り込まれるように予定をいたしております。

今回、また旅費のほうを、1月1,000円の3,000円を差し引かせていただいております。ですので、今現在、皆様お一人1万8,000円、旅費を持っていらっしゃるという状況です。

前回のときは、新しい委員さんだけ引かせてもらって、ちょっと帳尻合わせをしたというような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうから、何かその他ありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 農業委員会の会議等についての（聞き取り不能）でも、今、コロナが全国的に蔓延しておりまして、結果的には5人以上の会食が駄目だとか、いろいろ自主規制があったり、先ほどおっしゃったように県のほうも厳しく取り扱って（聞き取り不能）中で、（聞き取り不能）に出てくる人・農地プランの会議の進め方の中で（聞き取り不能）がほしいんですが、日程的にはそういうものを、ここ2か月の間でやっていくという建前の中で3月までの計画（聞き取り不能）だろうと思ひますが、そこで、町として、従来の考え方プラスアルファが出てきているのかどうか、その辺は、町の会議規則なり、（聞き取り不能）の考え方なり、人が集まることについての何か変化があるのかどうか、事務局のほうから教えて欲しいです。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、築城委員の質問に対する回答でございますが、昨日、課長会、コロナの対策会議がございました。その折に、総務課長のほうから5人以上の、今、おっしゃったとおり5人以上の会食、それから県外等の外出の自粛です。そういったところの指導はあっております。

ただ、5名以内であれば、ちょっと会食でも、したらいけないということとは言えないということで、そういったことが言われております。

以上でございます。

その人・農地プランの関係につきましては、一旦会議が終わって、人・農地プランの中で話をさせていただきたいと思ひます。進め方等はです。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今、コロナの話が出ましたけれども、これは重大事です。もう御存じのとおり、この近くで〇〇〇〇、〇〇〇〇ですね、江迎、〇〇〇〇、〇〇〇〇ですね。もう

身近に来ているんです。

それで、今日の新聞でも御存じのとおり36人、過去最高、県でという状況下の間近に来ている状況下の中です。だから、そういうことを受けて、もちろん、もう町の課長級の会かれこれもあって、町長も含めていろいろ対策を取られているんだらうと、そういう関連もあって、築城委員さんもおっしゃったと思いますけれども、これはもうとんでもないことなんです。

やっぱり今まで第1、第2、第3波というかたちの中で、こういう状況下になってきて、終息するだろうとみんな見込んできて、非常事態宣言なんかも解除したというかたち、何かずっと気が緩んできて、何かそういうふうなことが安易なかたちになってきたもんですから急激に広がってきて、もちろん季節的な気候の関係もありましようけれども、そういう中であって身近になってきているということは、もう事実ですから、その点は本当に事務局長も課長会議等々にも、もちろん話があつてきていると思いますので、重要なことですから、お互い、やっぱり今までは、本当申し上げますように安易な感じになってきて、いずれか終わるだろうと思っていたもんですから、反対に逆になってしまつて。

ですから、お互いがやっぱり自覚して、しっかりガードしていくような形をせんと、どうもこれは、今後、年越し、来年までどこまでこれが続くかということは不透明だと思いますので、だからその点を、いま一度、自分もちろん会長も含めて、局長も、我々、農業委員会としましても、その引締めをしていただく、3密を避けて、不要不急と本当に言われますように、徹底するような形を取ってもらわんといかんなどということを、あえて申し上げてきたいと思ひますし、人・農地プランもこの計画上がっています。

これは当然、今まで何をしとったかという部分もあると思ひますけれども、コロナにはどうしようもないもんですから、しかし計画を組んであります。これがそのとおりでできるかできないか、この会の後に、もちろんお話があると思ひますけれども、その辺も含めながら、もう第一にやっぱりコロナ対策ということをも十分考えて、考慮した上で取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。せつかくでございますので。

〇〇〇〇、そこですよ。〇〇〇〇、その知っている人、申し訳ない。いつも、この農業委員会の訴状に上がっていましたよ、〇〇〇〇も、いろいろ転用申請かれこれ、知っていますから、お互いに。〇〇〇〇も知っているんですよ。だから安易です。上に立つ者が持つてきて、こういう形になるんですから、本当です。そういうことです。

以上です。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。二、三か月前の予想からすれば、もうある程度終息するのではないかという甘い考えというか、それがあつて、お互いが気の緩み、毎日

の感染者数も何人と出て、もう慣れっこというか、そんなふうになってきているんじゃないかと思います。

しかし、ここで何とか終息してもらわないと、このこれから先、皆さん寄って、農家の皆さんと話し合うということも、なかなか難しくなるのではないかと思います。

全てが書面だけでということではいけない事案もあるかと思います。ある程度、人数が集まるとなると、集会所あたりもちょっと厳しいところがあるし、かといって、今年度内に人・農地プランを実質化に向けて策定をしなければ、しようとしていた矢先のことで、猶予はあと1年間あるとですけど、もうそれは、もう3月もちょっと私からすれば厳しいんじゃないかなと思いますけれども、行政当局もどのように進めていかれるかの意見も聞いて、何としてもこの人・農地プランは、もう目に見えて一年、一年、離農者、それから規模縮小されている方が出てきておりますので、もう本当、近々の課題ではあると思います。

そこで何とか早く、これ策定していかなければならないとは思っております。そのことについても会の後、この人・農地プランの話し合いの中で、皆さんの御意見を伺えればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかになければ、これで一応、第9回の委員会を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

（ 閉 会 午後 2時30分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 音野 裕

会議録署名委員

山下 夕見子

会議録署名委員

濱野 卓世